

北見市行政評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 北見市が実施する行政評価を第三者の立場から充実させ、その客観性及び透明性を確保するため、北見市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (2) 市による行政評価の結果について、第三者の視点から評価を行うこと。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び専門家等
 - (2) 公募による者
 - (3) その他、市長が特に必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員のうちから委員長が指名してこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員長に委員会の開催を求めることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
2. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。